

高等教育における商業化についての考察

—アカデミック・キャピタリズムと知識の公共性—

堀 谷 有 史

0 はじめに

現代のグローバル化する社会において、経済における国際競争のなか、知識基盤社会化が進んでいる。知識社会・情報化社会論というものは1960年代からすでに語られていたものであるが、80年代以降のグローバル化の進行とともに、現実味をおびてきたようである。

知の創造体である大学というものが、産業や経済からますます注目されはじめてくる。また科学というものが冷戦期における“国家の威信としての科学”から、“経済のための科学”へとシフトをしてきている。日本における高等教育政策においても、「21世紀の大学像と今後の改革方策について～競争的環境の中で個性の輝く大学～」（1998）や「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について」（2000）や「我が国の高等教育の将来像」（2004）といった答申から読み取れるものは、グローバル化し国際競争の激化する社会において、科学技術創造立国や産学連携の推進、知識基盤社会への対応、大学への予算の競争的資源配分といったものが各国において重要な課題になってきているということである。

このようななかで、大学の商業化または市場化、企業化というものが、以前よりも問題とされてきている。とくに最近では、アメリカにおいて“アカデミック・キャピタリズム”（大学資本主義）という言葉が話題になっている。この名称は、S. スローターやL. レスリーによる同名の著作からきたものであるが、彼らはアメリカをはじめ多くの国々の大学が商業化や市場化や企業化を進めていくことに警鐘を鳴らしている。アメリカでの現状が、何年か後に日本に影響することからも、アメリカの現状分析や知見は、日本の高等教育においても重要なものであり、今後の課題となるのは明らかであろう。

本報告においては、グローバル化が進行する現代社会において、商業化（市場化・企業化）する大学について、アメリカの現状を3つの文献「商業化する大学」（2003 D. ボック）、「Academic Capitalism」（1997 S. スローター, L. レスリー）、「アカデミック・キャピタリズムを超えて」（2010 上山降大）を参考にしながら捉え、グローバル化する現代社会における、日本の大学の取るべき道を模索していきたい。また、大学との産学連携や特許取得によって起こる“知識の公共性”の問題やグローバル化に関する理論や“科学と社会”についても考えていきたいと思う。

1 アメリカにおける大学の商業化の現状

A) 「商業化する大学」(「University in the marketplace」) (D. ボック) (2003)

まず2003年にアメリカで出版され、2004年に宮田氏によって翻訳された元ハーバード大学の学長のデレック・ボック氏による「商業化する大学」において、著者は、大学の商業化は、やる気のない教員をかえる効果はあるだろうが、商業化で成功する大学は一握りであり、弊害が多く、大学の倫理や有能さを低め、自由を制限し、社会での地位を低めるおそれがあると批判している。

ここでの商業化とは、大学が資金を運用して利益をあげるというのではなく、本来の活動の成果を企業に売って金儲けをするという意味である(宮田2004)。つまり、大学での研究での成果や教育を切り売りするということである。ボックが大学の商業化としてあげているものは、大学スポーツ、科学研究、Eラーニング、社会人教育(生涯教育)があげられている。

そもそも、キャンパスの商業的活動の原因は、1970年代にはじまった政府の高等教育予算の削減により、教員が外部へ資金を求める必要ができたこと、また、大学の教育、専門知識、科学的知識を提供する機会が増加したことをあげている。この傾向は、日本を含め多くの国々において同じであり、グローバル化や知識基盤社会のなかで、政府の産学連携の推進から大学の市場への接近の機会が増えているということである。

またアメリカでは1980年に特許に関する法律としてバイドール法(上院議員のバイ氏とドール氏が提案した特許改正法)が制定され、公的資金で行われた大学での研究成果を、政府ではなく、大学が特許として保有し、企業に排他的または、非排他的にライセンス化することができることになった。産学連携を推進するためのアメリカのパテント(特許)政策の1つであるが、これによって以後、大学の特許取得や大学発のベンチャー企業の設立、TLO(技術移転機関)の設立が増加した。ここで、特許取得後のベンチャー企業の設立によって、かなりの雇用を生み出しているということは注目し値する。日本においては1999年にアメリカから20年遅れて、日本版バイドール法(産業活力再生特別措置法)が制定されている。

しかしながら、このアメリカのバイドール法は、産学連携を推進するものとして、画期的なものであるとして評価の高いものであるが、公的資金を受けたアメリカの州立大学や日本の国立大学がの研究成果の権限が、国家から大学にうつり、大学がそれを特定の企業だけに、独占的にライセンス契約をできるということで、知識の公共性の問題が浮上するところでもある。それでも、この法が評価されると言うことは、それだけ経済が優先されているということである。

A-1 大学とスポーツ

大学とスポーツの関係に関しては、これがアメリカの高等教育における最も古い形の商業化であるとされている。野球やフットボールにおいて、新入生獲得のため知名度を売ることや、試合での観客からのチケット収入、試合のテレビ放映料、企業ブランドマークのユニフォームでの広告などがあげ

られている。スポーツ技能の学生を入学させるために、入学基準を下げたり、単位のとりやすい講座の創設や勉強を無視して遅くまで練習させるということは、倫理的に問題であり、学生に悪影響であるとしている。

A-2 科学研究

次に大学の科学研究において、基礎研究より応用研究の重視へと方向が変更する傾向があり、公共の目的のための研究を私的な利益に従属させるものとして批判している。大学が企業との産学連携で研究を金にする手段として特許化があるが、そこで問題となるのが、秘匿主義と利益相反である。

秘匿主義とは、研究成果がライバル会社の手には渡らないように、特許申請をするかどうか決めるのに余裕をもたせるため、研究終了後も情報を秘密にするというものである。これは、研究者が研究を進める上で必要な情報やアイデアが制限されることで、科学の進歩を妨げることに繋がる。また同時に、教員同士のコミュニケーションの妨害にもつながるものである。

利益相反とは、個人的な利益の問題が研究者の研究遂行や結果の報告の判断に妥協を強いることから発生する。とくに新薬などの臨床試験において問題となっている。たとえば、企業から資金の出ている臨床試験において、企業に有利な報告がされやすく、否定的な結論がでにくいということや、企業のゴーストライターが、大学研究者の代わりに都合のいい報告の原稿を書くといった行為である。また、企業からの結果を押さえ込もうとする圧力や脅しもある場合が問題となっている。

大学の特許化は、アメリカでは定着しているが、これらのことは、大学の中立性と正確性を守るための規範とは、相容れないものであり、すべての研究への信頼が崩れるかもしれないと述べている。

A-3 教育

教育においては、商業化の対象として社会人講座やEラーニングがあげられている。日本においても外部向けの教養講座や社会人向け講座が存在するが、ここであげられているのは、企業の重役向け講座や現役医師向けの医療習得の講座といったものである。日本では、なじみが薄く、アメリカ独特のものといえるであろう。おもに、社会人講座は、外部へと開かれるものであることから、営利組織として運営される場合が多く、利益をあげることを強いられている。重役向け講座においては、授業料の設定を高く設定している。また、現役医師向けの講座では、製薬企業がスポンサーになることがあり、企業の広告をおこなったり、講義の内容を自社の薬での治療を中心にし、他の選択可能な治療を紹介しないとといったこともおきている。

Eラーニングにおいては、媒体が双方向で、内容を容易に更新、キャンパスの講義の改善にも効果が期待され、人前で発言するのが苦手な学生も発言しやすいといった利点があり、ある種の教育的機能は果たすかもしれないが、キャンパスでの出会いや他者との協力、セミナーでの自由な議論、友人との親密な交流などといった経験を得るのが難しく、また未修了の学生の比率が高いことを述べてい

る。そして、大学事務局の管理や統制も増加し、経済効果をあげるために、経費削減で質問への返答を少なくされることで、学習の能動性や質を逆に、低下させることになる。市場においても有名大学のブランドのものが有利であり、ネームバリューに生徒が誤魔化されて質の悪い講義を受けさせることになりかねないと批判を述べている。

A-4 まとめ

商業化は、変化をしない大学の現状を金銭的利益を誘引して変えようという点で利点があり、また象牙の塔から脱却して社会との接点をもつことができる。しかし、利益を出すのは、ほんの一握りの大学のみである。商業的価値を生む教員のみが重視され、研究の選択の自由や中立性をゆがめかねず、これら利潤追求の行為が与える倫理面での問題が大きく、商業化の代償は大学の規範を蝕むものであると結論づけている。大学は企業の意に沿った研究を行うようになり、基礎研究の進歩の妨げや、研究重視のあまり教育の軽視がますます進むという弊害がでてくる。

ボックは、商業化した大学で研究生を送った世代がリーダーシップをとるようになるとどうなるのであろうかと心配しており、商業化するにも、大学の規則作り明確なガイドラインが必要であるといっている。

B) 「Academic Capitalism」(S. スローター, L. レスリー) (1997)

本書は1997年に、出版されたものであり、アメリカ、カナダ、オーストラリア、イギリスの公立大学を研究対象としており、政府からの資金援助の影響が大きく、科学技術の研究が多いという点で、日本の国立大学にも参考になるものと考えられる。アカデミック・キャピタリズムとは、大学や大学人に、特許を獲得し、企業と特許契約やライセンスを結ぶ活動、産学連携などといった市場活動をとらせ、大学側の利益を追求する行動を意味すると定義している。特に、大学および大学教員が外部資金を獲得しようとする市場努力をアカデミック・キャピタリズム（大学資本主義）と呼んでいる。ここでの、この現象の原因はボック氏と同じように、国からの公的補助金の減少や大学人を応用研究に向かわせる国の政策を挙げている。研究対象国のうち、カナダだけが市場化に組み込まれていないとされているが、多くの国々で同様の傾向がみてとれている。アカデミック・キャピタリズムが、研究大学以外の大学へも波及しているとの指摘がある。

この著作のシリーズは、2冊出版されている。「アカデミック・キャピタリズム—政治、政策、企業的大学」(1997)と「アカデミック・キャピタリズム—市場、国家、高等教育」(2004)である。

グローバルな経済競争に勝ち抜くために必要とされる高度な科学技術力を企業や国家が、大学に求め産学連携を進めるといふものであり、特許化などを通して、そこでの知識は私有財産とみなされ、知識の多くを近づき難いものとし、発見や技術革新を制約し、公的支援の根拠を危うくするということが述べられる。

C) 「アカデミック・キャピタリズムを超えて」(上山降大) (2010)

本書は、先進国が知識経済へ転換し、大学の研究への産業的な期待が大になるなか、大学研究の特許化に代表されるような大学の商業化や大学資源の市場化をテーマに扱っている。

大学の商業化に批判的な意見が多い中、本書では市場との関わりが、一時的に混乱しても、長期的にはプラスになると確信しており、今後大学は、現代的期待と伝統的アカデミアとをどこかで折り合いを付け、新しい役割を模索するしかないという立場をとっている。自然科学の研究成果の利益が、50%の間接経費を課せられ、一般会計に組み込まれ、他の人文社会の学問分野に還元されることも指摘している。

大学の研究の商業化に最初に道筋をつけたのが、研究の特許化であって、バイオテクノロジーの分野で増加した。アメリカにおいても、当初は医療などの研究の特許化について相容れないものと考えられていた。それが、アメリカの政策やアメリカ特有のプラグマティズム的な実用主義の歴史や文化や風土が、それを変えていくことが述べられている。

この著作の上山氏が強く主張し、またアメリカの патент 政策の根拠となっているのは、特許化こそが歴史のなかに埋もれがちな科学の知識を社会に還元する有力な手段であり、特許化がなければあらたな産業に結びつくことはなく、それゆえ社会の中に広く応用され、一般の人々の公的な利益へと結びつかないという考えである。特許とは、私的な利益の確保というよりは、技術の社会的利用を促進するものであって、公共的に利害に相反するものではないという立場をとっている。この私的な“知識の囲い込み”として捉えがちな特許化を、市場にさらすことで、公共の利益になるという視点の転換であり、公共性を考える上で重要な視点であるといえよう。

2 科学技術（知識）と公共性

科学技術と国家とは関係の深いものであり、明治期以来の日本をみてもわかるように、科学技術が国家建設の一翼になってきていることは事実である。科学技術の公共性をナショナリズムの国家だけに求めるのは不可能になってきている。公という言葉には、国家を意味するという見方が強く一般的なのであるが、ユンゲル・ハーバマスの公共性の理論において、いみじくも、その市民的公共性の変遷の歴史において、国家の意味は含んでいない。グローバル化する世界のなかで、「国家のため」といった「公」は、「地球と人類のため」というグローバルな視点から見れば、「私」と言わざるを得ないのである。

数学の公式がパテント（特許）にはならないように、科学を含め知識の公共性の揺らぎをどう考えるかが問題となってくる。これは、ただ単に、自然界にあるものを発見したというだけで特許化できるということではなく、人間の手が加わっているか、人間が作り出したものであるかと解釈されれば、特許化が可能ということである。いま、問題となっているのはヒトの DNA 塩基配列の解読は、本来、特許化はできないのであるが、アメリカにて特許化が認められ、現在も法廷闘争中というものがある。（アメリカ以外の諸外国では、認められていない）そもそも特許とは、個人的なものであって、知識

の囲い込みになってしまう。医療などでの人の生死を分ける知識が、特許によって制限されてよいものであろうか。また、一方で、特許のおかげで、研究がすすみ、結果的には社会全体の公共の利益になるといえる。

3 まとめ

こういった現状から、グローバル化した社会において国民国家の存在がいまだ大きいということがいえるであろう。グローバル化によって、今までの国民国家は、力を失い、衰退していくという議論があったが、おおよそ先進国をはじめ、教育政策においては、国家の政策の影響力が大きく、たとえ規制緩和や小さな政府といえども、管理や統制などを通して、権力を行使しているといえるであろう。各国は、国際競争のなかで経済ナショナリズムを進めている。まさに、グローバル化とナショナリズムは、コインの表と裏で表裏一体のものであるといえよう。

日本の現状をみると、日本において2004年に国立大学が法人化されたが、これも大学と企業の産学連携を推し進めるものと捉えることができる。しかし、大学の特許取得の数は、アメリカと比べて、かなり低いものである。またバイオテクノロジーの分野においても、アメリカに大きく溝を開けられていると科学思想史の中山茂氏は語っている。アメリカの事例が、どこまで日本に有効か、また研究大学にしかあてはまらないのではないかという疑問もでてくる。

全体的にいえるのは、これら大学の商業化において、明確な規則やガイドラインをつくるということが必要であるということであろう。たしかに批判的な意見も大切であるが、科学技術政策、や知識の特許化は、国家の経済政策において、さけては通れない道であると考えられる。ただし、マーソンの科学社会学が示しているように、科学者は社会との関わりが薄く、閉鎖的という特徴がある。このように科学技術と社会が接近し、なおかつ知識の公共性が問題となる時代において、一般市民や人文社会の分野の研究者の参加や対話、議論こそが、大学や科学の暴走を食い止める手段として、必要になってくるのではないだろうか。これこそ、大学と社会が接近することであり、また文系、理系を問わず一致団結することが、学問の府としてあるべき姿ではないだろうか。

参考文献

- 有本 章 2007 「グローバル化時代における高等教育システムの構造と機能」『大学論集第39集』 広島大学
上山 隆大 2010 『アカデミック・キャピタリズムを超えて～アメリカの大学と科学研究の現在～』 NTT出版
佐々木・金ら 2002 『公共哲学8 科学技術と公共性』 東京大学出版会
宮田 由紀夫 2004 「アメリカにおける「大学の商業化活動」に関する考察」『大阪府立大学経済研究49』 大阪府立大学
有元・山本ら 2003 『大学改革の現在』 東信堂
Bok, D 2003 (宮田由紀夫訳) 「商業化する大学」 玉川大学出版部
Slaughter, S/Leslie, L 1997 「Academic Capitalism ~ politics, policies, and entrepreneurial university ~」 The Johns Hopkins University Press